

平成20年度
福祉施策に係る県への要望(提言)について

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

平成20年度 福祉施策に係る県への要望(提言)について【目次】

I	要望(提言)趣旨	1
II	概要版(計15項目)	2
III	詳細版	11
1	地域福祉に関すること	
(1)	地域活性化事業の積極的活用	12
2	児童福祉に関すること	
(1)	児童の家庭的養護の充実	13
(2)	児童の施設的養護の充実	14
(3)	要保護児童対策地域協議会の強化・促進	15
3	高齢者福祉に関すること	
(1)	養護老人ホーム利用者等への自立支援の充実	16
4	障害者福祉に関すること	
(1)	精神障害者の福祉領域による地域生活移行の推進	17
(2)	障害者自立支援法の自立支援給付に係る期間限定規定の撤廃等	18
5	その他	
(1)	若年認知症患者及び家族への支援体制整備	19
(2)	社会福祉事業における従業者の人材確保等	20
	関係団体からの要望(提言)	
6	宮城県母子福祉連合会	
(1)	母子家庭等への支援体制の強化	21
7	宮城県精神障害者家族連合会	
(1)	精神障害者の地域生活支援の基盤整備	22
8	宮城県視覚障害者福祉協会	
(1)	視覚障害者への情報保障の推進	23
(2)	宮城県視覚障害者情報センターの運営及び新福祉センターのバリアフリー化等	24
(3)	視覚障害者への雇用支援の充実	25
(4)	視覚障害者の参政権行使のための配慮	26

要 望（提 言）趣 旨

本会は、経営理念として以下を掲げております。

宮城県社会福祉協議会は、本県における地域福祉推進の中核機関として市（区）町村社会福祉協議会をはじめ、福祉諸団体・NPO法人・ボランティア等、幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性・創造性を発揮して、『誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくり』に取り組み、豊かな福祉社会の実現を目指します。

本会は、福祉三団体が統合したことにより、宮城県における総合的地域福祉の推進機関としての役割を期待されているところですが、この経営理念に基づき、宮城県はもとより地域福祉の主体となる住民や市町村行政、市区町村社会福祉協議会、福祉団体、NPO、民間事業者等との連携、協働が重要と考えております。

昨今、福祉施策については、介護保険法・障害者自立支援法等に代表されるように、近年例を見ないほどの早さで、様々な法律が施行されておりますが、それに伴う地域での様々な課題も顕著になってきております。

こうした、地域における福祉課題を明確にし、本会関係団体等と連携しながら、宮城県内における福祉課題について、広く要望(提言)をさせていただくものです。

本会におきましても、様々な機会を利用し地域福祉推進のための事業を進めていく所存ですが、宮城県におかれましても、要望(提言)趣旨をご理解頂き、利用者、事業者、ひいては宮城県民の福祉の向上が図られるよう、宮城県の保健福祉施策等に反映していただきたく願います。

【 概 要 版 】

1 地域福祉に関すること

(1)地域活性化事業の積極的活用

【経緯又は現状・課題】

- 「市町村社会福祉協議会(地区社協)」の「小地域福祉活動」については、地域の住民ができる範囲で相互に協力し合い、助け合っていく仕組みとして展開してきている状況がある。
- 国レベルにおいても、「これからの地域福祉のあり方に関する検討会」にて、各種福祉施策の地域への移行と制度の外・谷間のニーズなどに対し、住民相互での支援活動による支えあいの仕組みを実現するため、「地域福祉活性化事業」等の施策を検討している。

【提案する内容】

- 「地域福祉活性化事業」の市町村での取り組みについて、積極的に先駆的な事例の情報を提供するなど、市町村にて積極的に地域福祉を推進するという方向性を提示願いたい。

2 児童福祉に関すること

(1)児童の家庭的養護の充実

【経緯又は現状・課題】

- 近年、児童虐待の件数が増加している。本県における児童相談所の相談件数等を見ても、平成11年度に比べると、約3倍の相談件数になっている。児童の養護体制については、人間関係の再構築や家庭での安心感を取り戻すこと等が重要である。
- 「児童福祉法の一部を改正する法律案」の中では、社会的養護の質の向上に向けた具体的施策の項目の一つとして、里親制度の拡充や、小規模住居型児童養育事業（仮称）の創設が述べられている。また、厚生労働省は「子ども・子育て応援プラン」において、里親委託率を8%から15%に増加させる目標を掲げている。
- 宮城県では、単独事業として、平成17年度からファミリーグループホームを県内1箇所で開催している。ファミリーグループホームでは、他の子どもたちともコミュニケーションを図りながら生活するため、人間関係の再構築・他者とのコミュニケーションの構築などが図れるという利点や、親権の問題で養育里親等では対応困難な子どもの受け入れを行っている等、様々な課題に対応し得るものとなっている。

【提案する内容】

- 「里親委託推進委員会」の中で、宮城県の児童に関する社会的養護の現状や課題、家庭的養護の必要性を改めて検討いただき、里親委託の目標値・年次計画、及びファミリーグループホームの設置数等、具体的な目標値を示していただきたい。
- 厚生労働省雇用均等・児童家庭局で通知されている「里親委託推進事業実施要綱」に基づき、県内各児童相談所に、「里親委託推進委員会」の設置や「里親委託推進員」を専任で配置していただき、児童の家庭的養護体制の充実に努めていただきたい。
- 県内の児童相談所をはじめ、関係機関等が参加して、子どもの受け入れや養育の視点から「宮城県ファミリーグループホーム」の効果を検証したうえで、今後創設される小規模住居型児童養育事業（仮称）を実施願いたい。

(2) 児童の施設的養護の充実

【経緯又は現状・課題】

- 児童養護施設は戦後の孤児対策以来、時代の社会的状況を反映した形で構築されてきた。かつては衣食住を満たす役割が中心だったが、現在の入所理由の約69%が虐待等によるものであることから、施設では子どもたちの生活の質の向上や虐待によって傷ついた子どもの治療的ケアを図ることや、人への信頼感等を取り戻すため、小規模化、地域化、専門化が求められている状況がある。
- 「児童福祉施設最低基準」においては、孤児対策等の当時より、現在の虐待の増加等へ変化しても変更されず、現状では人間関係を再構築することや虐待等に対する専門的ケアが必要であるにもかかわらず、職員不足から一人の児童に十分に関われない現状がある。
- 「児童福祉施設最低基準」においては、児童養護施設は職員に対しその資質向上のための研修の機会を確保しなければならないとあるが、現状では専門性が求められているにもかかわらず、職員配置上、その機会の確保が困難な状況がある。

【提案する内容】

- 児童養護に入所する児童の状況を考えると、現在の「児童福祉施設最低基準」では、対応困難な現状が生じており、実態に応じた現行最低基準以上の体制が必要である旨、国に対し意見・提案願いたい。
- 宮城県においても、厚生労働省へ意見・提案するほか、施設内のケアの小規模化、小舎化、家庭支援の強化等に関して、国に先立って実態に応じた補完的な事業を実施していただきたい。
- 県は研修の機会の確保について「社会保障審議会児童部会社会的専門委員会報告書」の中でも明確に位置づけられたように、都道府県段階での児童養護施設職員の専門性、資質向上を目指した必要な研修を保障するよう努められたい。

(3) 要保護児童対策地域協議会の強化・促進

【経緯又は現状・課題】

- 昨今、被虐待児童等が増加し、宮城県子ども家庭課の統計データによると、県内の虐待相談受付件数は、平成12年度の260件から平成17年度には557件と大幅に増加している。また、全国的にも虐待相談受付・処理件数については、平成12年度の18,804件から、平成17年度には34,297件（47,933件／平成18年度）と増加している。
- 国においては、児童福祉法を改正し、「要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための要保護児童対策地域協議会を地方公共団体において置くことができる」と規定したところであるが、県内の設置状況については、22市町村にとどまっている。

【提案する内容】

- 要保護児童対策地域協議会の運営については、地域で柔軟に対応できる体制となるよう市町村に働きかけ願いたい。
- 調整機関となる市町村に一定の役割を有する専門性をそなえた職員を配置し、社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会等と連携するよう、積極的に助言願いたい。

3 高齢者福祉に関すること

(1) 養護老人ホーム利用者等への自立支援の充実

【経緯又は現状・課題】

- 平成18年4月、養護老人ホームの制度が一部改正され、養護老人ホームに関して、「入所者の介護ニーズについては、介護保険サービスにより対応することを可能とする」「入所者が自立した生活を営むことのできるよう支援し、社会復帰の促進に資する助言・指導に努めなければならない施設」として、新たな性格が打ち出された。
- 養護老人ホームにおいては、地域生活の可能性を探り挑戦するための支援に係る加算制度は整備されていない。したがって、施設側の内部的努力による、運営可能な範囲の取り組みしか期待できない現状がある。
- 社会に復帰した高齢者については、生活保護等の経済的支援は望めるが、共同生活の場・見守り体制等については、他の福祉領域と比較して、地域における受け皿は少なく、その整備が課題となる。

【提案する内容】

- 養護老人ホームの役割の変更により、「生活能力を戻すトレーニング」「地域生活体験」等、施設敷地外での自立支援の取り組みが可能となるよう、「自活訓練加算」の制度を創設するよう、国に提案願いたい。
- 養護老人ホーム利用者が社会復帰するに際しては、地域の見守り体制を確立するため、顔の見える関係を基本とした、包括的な地域ケア体制の整備を図るよう、市町村等へ助言願いたい。

4 障害者福祉に関すること

(1) 精神障害者の福祉領域による地域生活移行の推進

【経緯又は現状・課題】

- 宮城県の精神障害者施策については、福祉サービスの事業所が少ない等、遅れている。また、県の計画においても、受け皿整備の取り組みが求められている。
- 国レベルの精神障害者施策についても、病院をベースとした医療領域での取り組みが主となっている。しかし、医療内の抱え込みが危惧され、実態を勘案した場合、地域生活へ移行するとは言い難い状況となる。また、病院内においては実生活のスキルを高めるトレーニングを提供する体制は脆弱であり、別の機能が必要となる。
- 精神障害者生活訓練施設については、福祉領域における精神障害者の地域へ移行する橋渡しの役割を果たし、宮城県援護寮においても、着実に実績が出ている状況があり、民間の整備が一定程度進むまで、公の施設としての存在意義は非常に強い。

【提案する内容】

- 精神障害者社会復帰施設の役割・機能の水準を低下させず、精神障害者の福祉領域による地域生活移行を、本人のエンパワメントと生活力を高める視点に立ち、県内における先駆的な取り組みとして、推進願いたい。また、地域の主たる受け皿となる共同生活援助の増に向けて、法人等への積極的に働きかけ願いたい。

(2)障害者自立支援法の自立支援給付に係る期間限定規定の撤廃等

【経緯又は現状・課題】

○障害者自立支援法の一部の単価については、期間限定措置の取扱い規定となっているが、内容については、制度導入期に必要な措置ではなく、障害者の地域生活において、継続的な運用が必要なものがある。

○平成19年度より、障害者自立支援特別対策事業が実施されるが、基本的には平成20年度までと、期間が限定されている。ただし、事業の一部については、障害者自立支援法の不十分な点を補う位置付けであり、継続的に運用されるべき内容も含まれている。

【提案する内容】

○報酬について、期間限定ではなく継続して実施すること、及び障害者自立支援特別対策事業の継続実施の必要性を国に提案願いたい。

5 その他

(1)若年認知症患者及び家族への支援体制整備

【経緯又は現状・課題】

○若年認知症は、老年期認知症と比べて患者数が少なく、認知症の原因となる疾患の種類も多いため、誤解や偏見を受けやすく、支援体制整備も遅れている。そのため家族の負担も大きい。早期発見は病気の進行を遅らせる可能性を持つとともに、早い段階から継続的な家族ケアを含めた支援を行えるという利点がある。

○県内で若年性認知症ケア加算の届け出をしている介護保険事業所（通所介護・通所リハビリテーション）はある程度あるが、1日60単位の実施加算では、専用の職員を配置し、一般の利用者と区別して適切なサービスを提供することが実質的には難しい。また、介護保険制度で「初老期における認知症」は給付対象であるが、疾患内容によっては対象外となる場合もある。

【提案する内容】

○若年認知症の理解促進に向けて普及啓発するとともに、早期発見、並びに家族ケアを含めた包括的な支援が円滑に行えるよう、相談窓口や保健・医療・福祉関係職員の専門研修を担う拠点病院を設置願いたい。

○若年認知症患者・家族と介護保険事業所の現状を調査し、実態に応じた事業所の体制を検討するよう国に提案願いたい。併せて、40歳以上で診断を受けた患者については、原因に関わらず介護保険制度のサービスが受けられるよう提案願いたい。

(2)社会福祉事業における従業者の人材確保等

【経緯又は現状・課題】

○社会福祉従事者については、他の分野と比較して離職率が高く、総体的に職員の身分待遇も低い実態がある。また、就業希望者も、待遇面を重視する傾向にあり、退職者の退職理由についても、賃金水準の低さが主な要因となっている。

○他の業種と比較しても、人員不足により、過酷な労働条件である反面、給与水準は低く、退職者増や直接的に利用者へ支援を行う人材の確保が困難で、サービスが実

質的に低下している状況がある。

○平成19年7月、「人材確保指針」の見直しが実施されるが、国・地方公共団体・経営者・関係団体等が取り組むべき方向性の概要のみで、具体的な記述がない状況であり、特に、給与等については、「適切な給与水準を確保すること」という表現に留まり、具体性がないことから、抜本的な解決に繋がらないと想定される。

【提案する内容】

○福祉従業者が安心して従事できる環境づくりの主要かつ最大の対策として、現行の人員費水準の増を図るため、各層の報酬単価については、人員費充当分が把握可能となる算出基礎等を公表するとともに、事業所経営者側が、その算出基礎以上に支援する体制を確立するよう、国に対して強めの働きかけを願いたい。また、宮城県にあっても、この視点に立って福祉施策を推進願いたい。

○更に、国が定める告示基本単位・措置費支弁基準・各種補助金交付要綱等においても、障害の重さ等の単純な区分だけでなく、利用者の特性に必要とされる現実の支援度合いが反映される、きめ細かな額が設定されるよう、国に働きかけ願いたい。また、様々な福祉領域において、専門性の向上が重要視されているが、専門職の配置に伴う、別途加算の措置がなされるよう国に働きかけ願いたい。

○宮城県においては、今後策定するプラン等に福祉人材確保・育成の充実を盛り込み、指針における都道府県の役割となる「従業者の需給状況や就業状況」の把握、「従業者に対する研修体制の整備」「経営者や関係団体等のネットワーク構築」などにおいて、福祉は人的サービスであるとの基本的な視点に立ち、それぞれの施策について具体的な取り組みを明確化させていただきたい。

関係団体からの要望(提言)

6 宮城県母子福祉連合会

(1)母子家庭等への支援体制の強化

【経緯又は現状・課題】

○ひとり親家庭については、離婚率の上昇傾向により、宮城県においても母子・父子世帯が増加しており、今後も価値観の変容・更なる少子高齢化等により、増加傾向が継続すると想定される。特に、母子世帯については、低所得者が多く経済的に苦しい状況となっている。一方、父子世帯については、児童扶養手当の支給対象外で、福祉制度の利用も少ない。

○国レベルでは、平成20年度より、児童扶養手当の一部支給停止措置が予定されている。また、母子及び寡婦福祉法の改正により、「児童の親の養育費の支払い・確保」等が、新たに規定される。養育費については、母子世帯のうち、3分の2近くが継続して支払いを受けていない実態があり、経済的困窮の要因となっている。

○税制上、扶養控除の対象となる場合があるが、子が父の扶養親族に該当し、母も扶養親族にも該当する場合、父又は母のうち、いずれか一方のみしか該当しない。

【提案する内容】

○母子・父子世帯の親が、安心して子育てと仕事ができるよう、保育所の優先入所等、

子育て支援体制が充実されるよう、市町村・事業者等に対して助言願いたい。更に、宮城県においては、平成20年度に策定される「新宮城県ひとり親家庭自立促進計画」に、市町村ごとの取り組みも具体的に明記し、県内全体の底上げを図られたい。

○児童扶養手当の改定については、緩やかな減額等、緩和措置を講じるよう、国に意見願いたい。また、ジェンダーフリーの公平性により、父子家庭についても、所得状況等に応じ、児童扶養手当の支給が可能となるよう、国レベルの検討も必要である。

○養育費を定期的に支払っている等の条件により、扶養控除を受けていない側についても、養育費未払い等を防止する観点より、税制上の優遇が図られるよう、「養育費控除」を創設するよう、国に提案願いたい。また、養育費の一括支払いについては、贈与税を課税しない取扱いも検討するよう、国に提案願いたい。

7 宮城県精神障害者家族連合会

(1)精神障害者の地域生活支援の基盤整備

【経緯又は現状・課題】

○精神障害者に対する福祉的支援については、働く(活動する)場、住まいの場等、生活環境の基盤整備を図り、「生活のしづらさ」の解消を第一に、様々な周辺領域の課題を解決していく必要がある。

【提案する内容】

○地域における公的保証人制度の必要性より、障害者自立支援法の「住居入居等支援事業」と併せて、市町村(広域実施等)において保証に係る一部助成制度を実施するよう、施策誘導・広域調整願いたい。

○将来的にも小規模作業所として継続して運営される事業所については、宮城県が独自に認可する小規模作業所として位置付け、「小規模作業所緊急支援事業」と同様の県単独事業を創設し、現行の運営が継続できるよう配慮願いたい。

○相談支援について、当事者等の対応による相談件数自体は少ないと見込まれるが、必要性は高いため、効率的な広域的实施とした県単独補助事業として検討願いたい。

8 宮城県視覚障害者福祉協会

(1)視覚障害者への情報保障の推進

【経緯又は現状・課題】

○視覚障害者については、情報を得る手段に制限があるため、地方公共団体等における情報保障に係る環境整備の必要性が高くなる。県民意識調査においても、最も必要な情報と回答されている内容は、「県・市町村の広報」という結果が出ている。

○市町村担当者自体が視覚障害に係る情報を有していない場合、住民に対する制度説明等が困難となり、最終的に障害者が必要なサービスに結びつかない実態が生じる可能性がある。

○現在、県が県民に提供している墨字文書については、弱視者が利用できる状態ではない。また、宮城県のホームページについては、HTML言語にて構成されているページ以外はPDF化が多く、視覚障害者が画面読み上げソフトを使用しての利用

ができない状況がある。

【提案する内容】

- 中途視覚障害者が必要とする情報提供について、個別の説明方式による十分な制度説明が図られるよう、市町村担当者に対して現場研修・専門研修を実施願いたい。
また、視覚障害者の身体障害者手帳の交付申請時等、市町村窓口で訪問・相談した場合、当事者の各種手当の受給状況等も確認し、必要に応じて本人に伝達するよう助言願いたい。
- 宮城県においては、行政文書のSPコード化、ホームページのデータ形式化、墨字文書の拡大文字化、及び点字化・音声化を実施願いたい。

(2)宮城県視覚障害者情報センターの運営、及び新福祉センターのバリアフリー化等

【経緯又は現状・課題】

- 視覚障害者への在宅支援の場合、市町村が主となり、担当者の専門性が求められるが、視覚障害リハビリテーションを理解していない場合もあり、生活相談や訓練を必要とする高齢中途視覚障害者、及び家族に情報が届かない状況もある。また、「目が見えなくなると、何もできなくなる」といった市町村担当者・家族の誤解も、在宅高齢中途視覚障害者のひきこもりの助長の要因となっている。
- 宮城県においては、「新福祉センター(仮称)」内にリハビリテーション支援センターの移転統合が計画され、弱視等の視覚障害者が利用する場合も想定されるが、現在の公共施設も含め、弱視者等への配慮が欠けている建物が多い実態がある。
- 新福祉センター内に、視覚障害者等の自立支援を目的とした、機器・用具の常設展示試用スペースの設置が予定されているが、「宮城障害者雇用情報センター」の展示スペースの廃止により、現在、日常生活用具・補装具・情報機器等に実際に触れ・試用する機会がない状況にある。

【提案する内容】

- 宮城県視覚障害者情報センター、又は宮城県リハビリテーション支援センターに、市町村担当者支援、及び関係機関との連携をコーディネートするため、視覚障害者生活訓練指導員を配置願いたい。
- 新福祉センター等、公共施設の建設・改修においては、「床面と柱・壁は類似色にせず、明度差の大きい配色とする」「階段や段差の前後では床面の色を明確に区別する」「表示類を目の高さに設置する」「文字は大きめのゴシック体とする」「面の色と文字の色のコントラストを明確に区別する」等、弱視者に配慮した表示を活用し、全国的に参考となるハードとして設計・運営願いたい。
- 機器・用具の常設展示試用スペースの設置について、新福祉センターが開設する平成24年3月までの期間限定で、盲学校寄宿舎の空き部屋を活用し、日常生活用具・情報機器・便利グッズ等を展示する常設展示室を設置し、県内の視覚障害者・家族・関係者が閲覧・試用できるよう検討願いたい。

(3)視覚障害者への雇用支援の充実

【経緯又は現状・課題】

○視覚障害者については、就労率が低く中途視覚障害者の多くが退職に追い込まれるという実態もある。これは、雇用する側の視覚障害や用具・機器への理解不足が原因で、仕事ができず生活が困難となる等、深刻な問題となっている。

【提案する内容】

○雇用する側の理解不足による退職の防止、及び中途視覚障害者の職場復帰の支援策を充実させるため、宮城県リハビリテーション支援センターや宮城障害者職業センターとの連携により、視覚障害者が就労できるよう、補助する用具・機器類について普及啓発願いたい。

○また、雇用する側の責任者、又は一部の者の理解だけでは、継続的な就労が困難となる場合もあるため、全盲者を前提とした内容とは異なる、「弱視者の見え方体験」等、専門的な視覚障害者の福祉教育プログラムについて、一般企業の従業者にも提供できる体制を、雇用担当部局・企業団体等と調整し奨励願いたい。

(4)視覚障害者の参政権行使のための配慮

【経緯又は現状・課題】

○昨今、墨字の読み書きが不可能、及び点字を読む知識を習得していない視覚障害者の割合が増えており、参政権の有する20歳以上の視覚障害者約30万人のうち、点字ができるのは3万人に満たない実態がある。

○視覚障害者にとっても、参政権を行使する場合、選挙公報が重要な役割を担っているが、公職選挙法に基づき、選挙公報を最低一回発行しなければならないが、都道府県議会や市町村レベルでの選挙では発行しなくてもよい。

○国政選挙においては、選挙公報の録音版が製作され活用されているが、そもそも選挙公報自体義務付けされていない地方自治体レベルにおいては、点字化・録音版等の配慮策はなく、結果的に、健常者と視覚障害者の間、及び自治体ごとに選挙情報の格差が生じている。

○地方自治体によっては、電子投票制度を採用について、検討している自治体も多い。点字投票等も併用されての運用と想定されるが、視覚障害者に対する周知・体験・補完操作等の配慮が非常に重要である。また、電子投票以外にも、投票所のバリアフリー・係員の対応・情報の保障等も含め、総合的に向上させる必要がある。

【提案する内容】

○県内の市町村レベルの選挙においても、希望する視覚障害者に対して、選挙公報の録音版の制作・配布、又は無料電話サービス等を行ない、有権者として公平に参政権が行使できるよう、市町村選挙管理委員会等へ提案願いたい。

○電子投票制度導入においては、視覚障害者に対する配慮も検討し、安心して確実、かつスムーズに権利が行使できるよう、県としてマニュアル等を作成し、市町村へ配布する等、対応願いたい。

○全ての選挙において、障害者等も公平に参政権が行使できるよう、権利行使のために配慮すべき内容の調査・研究を行い、必要に応じ公職選挙法の一部改正、及び地方公共団体の義務・技術的な配慮事項等について取りまとめするよう国に提案願いたい。

【 詳 細 版 】

1 地域福祉に関すること

(1) 地域活性化事業（コミュニティソーシャルワーカーの配置）の積極的活用

経緯又は現状・課題

- ①「市町村社会福祉協議会(地区社協)」の「小地域福祉活動」については、地域の住民ができる範囲で相互に協力し合い、助け合っていく仕組みとして、展開してきている状況がある。また、「要援護者の小地域見守りネットワーク」、及び「いきいきサロン」等については、その代表事例であり、災害時の安否確認・声かけ等にも繋がる、重要な住民組織の活動となっている。
- ②一方、宮城県内においては、平成の大合併後、36市町村となり、これまで培ってきた地域福祉の仕組みを大幅に変更している市町村社会福祉協議会の動きや、新しく市民協働の街づくりとして行政側が「住民自治協議会」等の取り組みを加えようという動きがある。
- ③厚生労働省の「これからの地域福祉のあり方に関する検討会」にて、各種福祉施策の地域への移行と制度の外・谷間のニーズなどに対し、住民相互での支援活動による支え合いの仕組みを実現するための施策を検討している。その方向性の中で、具体的に「小地域福祉活性化事業」（※補助額 6,600 千円以内（補助率：国 1/2・県 1/4・市町村 1/4））が、市町村を実施主体としモデル事業化され、一定の地域範囲での拠点作り、地域福祉活動を調整する専任の担当者・ワーカーの配置、小地域ネットワーク活動の実施、相談機関ネットワーク会議・支援ケース担当者会議の開催等を展開することとなっている。
- ④この内容は、市町村社会福祉協議会が、従来から進めてきた地域の組織化活動のなかで、既存の制度上の直接支援活動に加え、要援護者への見守りや相談等、住民相互の支援を地域で実施するという、「社会福祉協議会の本来の事業」の 1 つであると考えられる。
- ⑤高齢者・障害者・児童等、全ての福祉施策が、「地域」で展開されてくる中で、参画意識を持つ住民の活動と福祉課題を持つ人のニーズをつなぐ調整の役割については、「一定の専門家」が担うものであり、市民協働といっても、住民自治の中に委ねる課題ではない。

提案する内容

- ①「地域福祉活性化事業」の市町村での取り組みについて、積極的に先駆的な事例の情報を提供するなど、市町村にて積極的に地域福祉を推進するという方向性を提示願いたい。
- ②本会としても、市町村社会福祉協議会での受託を積極的に働きかけるので、これまで実施してきた「市町村地域福祉支援事業」における関係する市町村社会福祉協議会の実績なども加味し、地域におけるコーディネーターの重要性の視点も踏まえ、より広いビジョンで「地域の福祉力」を高める施策等の結果をまとめ、本県での導入を進められたい。

その他、根拠法令等

社会福祉法

厚生労働省「これからの地域福祉のあり方に関する研究委員会」報告書

2 児童福祉に関すること

(1) 児童の家庭的養護の充実（里親制度の充実とファミリーグループホームの継続・拡充）

経緯又は現状・課題

- ① 近年児童虐待の件数が増加している。本県における児童相談所が受ける相談件数等を見ても、平成11年度に比べると、約3倍の相談件数になっている。児童の社会的養護体制には家庭的養護と施設養護があるが、どちらにしても、虐待等によって傷つけられた子ども達が数多く増えている中では、人間関係の再構築や家庭での安心感を取り戻すこと等が重要となっている。
- ② 「児童福祉法の一部を改正する法律案」の中では、社会的養護の質の向上に向けた具体的施策の項目の一つとして、里親制度の拡充や、小規模住居型児童養育事業（仮称）の創設が述べられている。また、厚生労働省は「子ども・子育て応援プラン」において、平成21年度までに、社会的養護を必要とする児童の里親委託率を現在の8%から、15%に増加させる目標を掲げている。
- ③ 宮城県においては、養護を必要とするため措置された児童数は252人であり、うち里親委託数は30人(11.9%：平成18年3月31日現在、行政報告例より)で、委託率は少しずつ増加しているものの、家庭的養護として措置される子どもは少ない状況がある。また里親に繋げたくても親権の問題等、養育里親には委託困難なケースもあり、里親と里子のマッチングが難しい現状もある。
- ④ 宮城県では東北地方では初めて、「宮城県ファミリーグループホーム事業実施要領」に基づき、宮城県単独の事業として、平成17年度からファミリーグループホームを県内1箇所で開催している。ファミリーグループホームでは、他の子どもたちともコミュニケーションを図りながら生活するため、人間関係の再構築や、他者とのコミュニケーションの構築などが図れるという利点や、親権の問題で養育里親等では対応困難な子どもの受け入れを行っている等、様々な課題に対応し得るものとなっている。補助内容は初年度設備費や人件費等が対象経費となっており、宮城県では、平成19年度、1箇所・委託児童数7人の実績となっている。
- ⑤ 平成18年度に宮城県企画部行政評価室で実施した政策評価の中では、ファミリーグループホーム事業の次年度の方向性として、今後の事業の必要性が高く、ホーム数の増加に向け重点的に取り組む必要があることから、「拡充」が示されているが、平成21年度からは事業の継続が懸念されているところである。

提案する内容

- ① 「里親委託推進委員会」の中で、宮城県の児童に関する社会的養護の現状や課題、家庭的養護の必要性を改めて検討いただき、里親委託の目標値・年次計画、及びファミリーグループホームの設置数等、具体的な目標値を示していただきたい。
- ② 厚生労働省雇用均等・児童家庭局で通知されている「里親委託推進事業実施要綱」に基づき、県内各児童相談所に、「里親委託推進委員会」の設置や「里親委託推進員」を専任で配置していただき、児童の家庭的養護体制の充実に努めていただきたい。
- ③ 県内の児童相談所をはじめ、関係機関等が参加して、子どもの受け入れや養育の視点から「宮城県ファミリーグループホーム」の効果を検証したうえで、今後創設される小規模住居型児童養育事業（仮称）を実施願いたい。併せて、現在実施しているファミリーグループホームについて、小規模住居型児童養育事業へ円滑に継承願いたい。
- ④ 今まで以上に県民や関係機関への普及・啓発を図るため、市町村長あて改めて制度普及を周知されたい。また、未委託者及び登録初期の里親等に対する研修や情報交換会を児童相談所ごとに企画実施する等、里親の資質向上のため研修等の充実を図っていただきたい。

その他、根拠法令等「子ども・子育て応援プラン」「今後、目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめ」「里親委託推進事業実施要綱」「みやぎの保健・福祉・医療プラン」「平成18年度子ども家庭施策の概要」「福祉行政報告例」「宮城県ファミリーグループホーム事業実施要領」

2 児童福祉に関すること

(2) 児童の施設的養護の充実(児童養護施設における人員の配置基準の見直し・研修の充実)

経緯又は現状・課題

- ① 児童養護施設は戦後の孤児対策以来、時代の社会的状況を反映した形で構築されてきた。かつては衣食住を満たす役割が中心だったが、現在の入所理由の約69%が虐待等によるものであることから、施設では子どもたちの生活の質の向上や虐待によって傷ついた子どもの治療的ケアを図ることや、人への信頼感等を取り戻すため、小規模化、地域化、専門化が求められている状況がある。
- ② 児童の社会的養護体制の中には家庭的養護と施設的養護があるが、どちらの養護にしても、上記で述べたように虐待などによって傷つけられた子ども達が増えている中では、人間関係の再構築や、家庭での安心感を取り戻すことが重要になってきている。
- ③ 「児童福祉施設最低基準」においては、児童指導員及び保育士の総数として、満三歳に満たない幼児概ね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児概ね四人につき一人以上、少年おおむね六人につき一人とされている。この職員の配置基準は、孤児対策等の当時より、現在の虐待の増加等へ変化しても変更されず、現状では上記に述べたような人間関係を再構築することや虐待等に対する専門的ケアが必要であるにもかかわらず、職員不足から一人の児童に十分に関われない現状がある。
- ④ 「児童福祉施設最低基準」においては、児童養護施設は職員に対しその資質向上のための研修の機会を確保しなければならないとあるが、現状では専門性が求められているにもかかわらず、職員配置上、その機会の確保が困難な状況がある。
- ⑤ 平成19年11月に出された「社会保障審議会児童部会社会的専門委員会報告書」の中で、施設類型や、措置基準の見直しを含めて、ケアの改善に向けた方策を検討することの必要性が提言されたことを受け、厚生労働省においては、今後調査を進めながら検討を進める予定としている。

提案する内容

- ① 児童養護に入所する児童の状況を考えると、現在の「児童福祉施設最低基準」では、対応困難な現状が生じており、先に述べた厚生労働省「社会保障審議会児童部会社会的専門委員会報告書」もあることから、実態に応じた現行最低基準以上の体制が必要である旨、国に対し意見・提案願いたい。
- ② 宮城県においても、厚生労働省へ意見・提案するほか施設内のケアの小規模化、小舎化、家庭支援の強化等について、国に先立って実態に応じた補完的な事業を実施していただきたい。
- ③ 県は研修の機会の確保について「社会保障審議会児童部会社会的専門委員会報告書」の中でも明確に位置づけられたように、都道府県段階での児童養護施設職員の専門性、資質向上を目指した必要な研修を保障するよう努められたい。

その他、根拠法令等

「社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書」「宮城県：平成18年度子ども家庭施策の概要」

2 児童福祉に関すること

(3) 要保護児童対策地域協議会の強化・促進

経緯又は現状・課題

- ①昨今、被虐待児童等が増加し、宮城県子ども家庭課の統計データによれば、県内の虐待相談受付件数は、平成12年度の260件から、平成17年度には557件と大幅に増加している。また、全国的にも虐待相談受付・処理件数については、平成12年度の18,804件から、平成17年度には34,297件（47,933件／平成18年度）と増加している。
- ②国においては、改善に係る具体的施策として児童福祉法を改正し、「要保護児童の早期発見や適切な保護を図るための要保護児童対策地域協議会を地方公共団体において置くことができる」と規定したところである。
- ③要保護児童対策地域協議会に関する県内の設置状況については、36市町村のうち22市町村のみ設置（平成19年4月1日現在）となっている。残りの七ヶ宿町を除く13市町村については、法改正前の「虐待防止ネットワーク推進会議」での連携・強化というレベルにとどまっている。
- ④要保護児童対策地域協議会の関係機関としては、民生委員・児童委員協議会、保育所、幼稚園、学校、児童館、保健センター、医療機関、警察署、人権擁護委員等が想定されているが、この「要保護児童対策地域協議会」が機能することにより、「児童虐待について、早期発見・早期対応が図られること」、及び「関係機関の連携が図られること」等のメリットが厚生労働省虐待防止対策室の「要保護児童対策地域協議会スタートアップマニュアルについて」において示されている。
- ⑤同マニュアルによれば、先進的事例の紹介もあり、各自治体の創意工夫が示されているところであるが、要保護児童対策地域協議会の運営について、県内の現場（母子支援施設関係者・市町村保健師等）より、「要保護児童対策地域協議会については、各自治体に1協議会という設置では、日常生活する圏域の実情に対するきめ細やかな支援体制の確立が困難であり、可能であれば、小学校区単位での設置が望ましい」との声がでている。
- ⑥また、「児童虐待を引き起こす家庭は、同時に配偶者や家族へのDVや老人虐待の可能性等を持ち、かつ家族間の複雑な人間関係の調整等も必要とする、困難事例の場合も多く、圏域の地域子どもセンター等、児童の関係機関の介入のみでは解決が難しい」等の声もあげられている。

提案する内容

- ①要保護児童対策地域協議会の運営については、小学校区単位で設置され、実務者レベルの困難事例に対応可能なケース検討会を開催される等、地域で柔軟に対応できる体制となるよう市町村に働きかけ願いたい。
- ②平成20年度の予算の方向性・動向も踏まえて、調整機関となる市町村に一定の役割を有する専門性をそなえた職員を配置し、社会福祉協議会・民生委員児童委員協議会等と連携するよう、積極的に助言願いたい。

その他、根拠法令等

児童福祉法第25条の2「要保護児童対策地域協議会」

3 高齢者福祉に関すること

(1) 養護老人ホーム利用者等への自立支援の充実

経緯又は現状・課題

- ① 昨今、高齢化が急速に進み、20年後には65歳以上の人口が総人口の約3割を超える社会が到来し、介護保険法に基づく介護サービス以外にも、様々な福祉ニーズに対応できる社会資源の整備が必要となってくる。
- ② 社会情勢的にも、高齢者の虐待、及び生活困窮・ホームレス問題等、個別課題と複合ニーズが複雑に絡み、本人だけでなく、家族・地域等、周辺領域まで影響する事例が多くなると想定される。特に家族機能については、核家族化や介護者自身も何らかの支援を必要とする等、脆弱化の方向で進んでおり、公的責任の分野と地域での支援体制に期待されている部分大きい。
- ③ 平成18年4月、改正介護保険法により、市町村に地域包括支援センターが整備され、介護予防マネジメント以外にも、総合相談支援・権利擁護等の事務を担い、在宅生活が困難な高齢者のニーズに対しての調整機能も担っている。ただし、市町村の地域ケア体制が構築されていない段階であり、具体的な体制に至っていない。
- ④ 「養護老人ホーム」の宮城県の現状については、計10ヶ所・総定員枠800人弱という状況となっている。しかし、日常生活動作が自立している者については、入所という選択肢だけでなく、可能な限り住み慣れた地域で生活できる選択肢も必要と考えられる。
- ⑤ 一方、平成18年4月、「養護老人ホームの設置及び運営に関する基準について」が一部改正され、養護老人ホームに関して、「入所者の介護ニーズについては、介護保険サービスにより対応することを可能とする」「入所者が自立した生活を営むことのできるよう支援し、社会復帰の促進に資する助言・指導に努めなければならない施設」として、新たな施設の性格が打ち出されている。
- ⑥ ただし、養護老人ホームにおける自立支援機能については、施設独自の取り組みとなる「自立支援ホーム」等の取り組み例もあるが、措置費制度において、障害者自立支援法「自活訓練加算」に類似する、地域生活の可能性を探り挑戦するための支援に係る加算制度は整備されていない。したがって、施設側の内部的努力による、運営可能な範囲の取り組みしか期待できない現状がある。
- ⑦ 更に、社会に復帰した高齢者については、生活保護等の経済的支援は望めるが、共同生活の場・見守り体制等については、他の福祉領域と比較して、地域における受け皿は少なく、その整備が課題となる。

提案する内容

- ① 養護老人ホームの役割が一部変更となったことから、「生活能力を戻すトレーニング」「地域生活体験」等、施設敷地外での自立支援の取り組みが可能となるよう、老人保護措置費国庫負担金に「自活訓練加算」を創設するよう、国に提案願いたい。
- ② 養護老人ホーム利用者が社会復帰するに際しては、地域のさりげない見守り体制を確立するため、市町村担当者・保健福祉事務所のケースワーカー・地域包括支援センター職員・市町村社会福祉協議会職員・民生委員等、公と住民活動のネットワーク内に、養護老人ホームの職員等が必要に応じ参画し、支援者側の顔の見える関係を基本とした、包括的な地域ケア体制の整備を図るよう、市町村等へ助言願いたい。
- ③ 更に、高齢者が、地域において安定的・継続的な生活が可能となるよう、共同生活を希望する者に対しては、公営住宅の活用による共同生活の調整等、地域での受け皿体制整備について、市町村レベルに提案願いたい。

その他・根拠法令等

「老人福祉法」「改正介護保険法」「養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」「将来推計人口～国立社会保障・人口問題研究所」

4 障害者福祉に関すること

(1)精神障害者の福祉領域による地域生活移行の推進

経緯又は現状・課題

- ①障害者自立支援法の三障害一元化に基づき、精神障害者についても、新事業体系における自立訓練(生活訓練)や就労支援関係、及び夜間の支援・見守りが必要な方については、生活訓練に付随する短期滞在加算、及び宿泊型自立訓練(同一敷地内通所型生活訓練との併給不可)が利用可能である。
- ②精神障害者については、障害程度区分により、訓練等給付の事業を選択するが多いが、暫定支給決定(評価)等の期間(2ヶ月以内)及び事業利用期間(2年以内)等において制限があり、制度的な制約がある。
- ③精神障害者の実態として、環境の変化・ストレスに弱く短期間での地域生活移行が困難であり、期間限定による性急な取り組みにより病気の再発等が危惧される。更に、共同生活援助等の報酬単価が低く事業所の経営が困難である等、地域の受け皿が整備されるには更に時間を要すると推測される。(精神障害者の共同生活援助推移：H17年度末47箇所、県目標H22年度までに69箇所276人分、H17年度までの新規設置数平均4箇所/年)
- ④上記のような課題が多い状況であるが、宮城県の精神障害者施策については、日中活動や生活訓練を行う事業所が少ない等、他の都道府県と比較した場合、遅れている。また、県の計画においても、受け皿整備の取り組みが求められている。(平成18年3月末現在の県内の精神障害者保健福祉手帳所持者数7,641人、平成18年度退院可能精神障害者数1,662人)
- ⑤障害者自立支援法においても、精神科病院をベースとした「精神障害者退院支援施設加算」を設ける等、国レベルにおいても、医療領域での取り組みが主となっている。しかし、医療領域の取り組みだけであれば、単に病床減少という病院機能の転換に終わってしまい、医療内の抱え込みが危惧される。表面上の数値等においては、退院者増となるが、実態を勘案した場合、地域生活に移行するとは言い難い状況である。また、医療的に問題解決している方については、社会的入院者という位置付けとなるが、病院内においては実生活のスキルを高めるトレーニングを提供する体制は脆弱であり、病院とは別の機能が必要となる。また、経営を考慮した場合、単純に診療報酬による収入の方が高いため、病床転換は進展しないと推測される。
- ⑥精神障害者生活訓練施設(現精神障害者社会復帰施設)については、保健・医療・他の福祉関係機関等との連携により、福祉領域における精神障害者の病院(平成17年度入院患者数約5,500人)から地域へ移行する橋渡しの役割を果たし、宮城県においても、「宮城県援護寮」にて6年間で56人が地域生活に移行する等、着実に実績が出ている状況があり、市町村・精神科病院等の期待も強い。また、他都道府県においても、県立の例は少なく(医療法人69%・社会福祉法人25%・公立2%、その他4%)、県立施設としての先駆的・広域的な位置付けにより、医療領域以外の専門的な知識・経験等を有する職員体制による、複合的ニーズを解決する支援として期待されており、利用希望(入寮希望倍率3～4倍)も高い。県内設置においては、仙台市内を除き「宮城県援護寮」のみであり、民間の整備が一定程度進むまで、公の施設としての存在意義は非常に強い。

提案する内容

- ①国に対して、医療領域以外の支援の必要性を訴え、精神障害者の特性に合致し、福祉領域でも夜間も含めた運営が可能となる事業形態の制度化、及び訓練等給付に係る事業利用期間・回数制限について、一部必要に応じ緩和するよう強く働きかけ願いたい。更に、その制度ができるまでの期間については、宮城県による、都道府県単位の構造改革特区の申請により、特例として独自運用することも一案である。
- ②市町村において、暫定支給期間後の改善・維持効果の判断及び事業利用期間等、短期間の状態観察については、単純に判断せず、精神障害者の特性を考慮し、本人の意向・事業所側の意見も十分に加味し、本支給決定に至るまで、訓練効果の期待可能性を総合的に判断するよう、関係機関に助言願いたい。
- ③併せて、宮城県は、現精神障害者社会復帰施設の役割・機能の水準を低下させず、精神障害者の福祉領域による地域生活移行を、本人のエンパワメント(※自分の力で問題を解決する技術や能力を獲得すること)と生活力を高める(※生活障害の改善)視点に立ち、県内における先駆的な取り組みとして、推進願いたい。また、地域の主たる受け皿となる共同生活援助の増に向けて、法人等へも積極的に働きかけ願いたい。

その他・根拠法令等「障害者自立支援法」「宮城県障害福祉計画」「宮城県精神保健福祉センター紀要第34号」「全国精神障害者社会復帰施設協会HP」

4 障害者福祉に関すること

(2)障害者自立支援法の自立支援給付に係る期間限定規定の撤廃等

経緯又は現状・課題

- ①平成18年4月、障害者自立支援法が施行(一部10月施行)されたが、平成18年8月24日、障害福祉主管課長会議にて、厚生労働省より、同年3月に示された制度内容の一部変更・追加・激変緩和等の対策が講じられ、10月からの省令・告示等に反映される。
- ②一部の自立支援給付に係る告示単位については、主に平成22年度までの期間限定措置としての規定となっており、終期以降の取扱いが不明である。ただし、内容については、制度導入期に必要な措置ではなく、障害者の地域生活において、継続的な運用が必要なものがある。
- ③更に、平成19年3月、障害者自立支援特別対策事業が実施されるが、法施行後による移行円滑化・激変緩和等の内容となっており、基本的には平成20年度までと、期間が限定されている。
- ④障害者自立支援特別対策事業の一部については、新たな制度に円滑移行するための措置もあるが、法施行後の措置ということもあり、障害者自立支援法の補完的役割の位置付けとなっている。
- ⑤以上により、法施行に伴う当初案からの変更については、障害者自立支援法の不十分な点を補う位置付けであり、かつ、一部については、継続的に運用されるべき内容も含まれている。

提案する内容

- ①下記の報酬について期間限定ではなく継続して実施すること、及び障害者自立支援特別対策事業(下記事業以外にも利用者・事業者の状況を勘案し継続実施が必要)の継続実施の必要性を国に提案願いたい。

【自立支援給付の加算等】

基本単位・加算	該当事業名	加算等が必要な理由、及び提案内容
新事業移行時特別加算	生活介護・自立訓練・就労継続・就労移行	H24 まで旧法経過措置(→経過措置後1年まで延長)
食事提供体制加算	生活介護 短期入所 自立訓練 就労継続 就労移行 旧施設支援	低所得者(本会事業所の例～約44%)への配慮(→加算継続)
小規模事業加算	共同生活介護・共同生活援助	事業規模変更なし・新規立上法人支援(→加算継続)
小規模事業夜間支援体制加算	共同生活介護	事業規模・夜間支援体制変更なし(→加算継続)

※上記、小規模事業・小規模事業夜間支援体制加算の合計について、本会事業所の例～全収入額の約13%を占める割合

【障害者自立支援特別対策事業】

該当事業名	事業継続が必要な理由、及び提案内容
障害者自立支援基盤整備事業	身体機能が低下した者も安心して地域生活を可能とするため(→CH等事業継続)
移行等支援事業(移行推進研修会開催事業)	制度の複雑化・障害福祉サービス事業の増に対応するため(→事業継続)
精神障害者退院促進強化事業	専門家養成・研修実施により、遅れている精神障害者支援を充実(→事業継続)
グループホーム・ケアホーム整備推進事業	低所得者・若年層も地域生活へ移行可能とするため(→事業継続) 同家による地域生活移行形態もあるため、敷地外自活訓練加算の事業等にも適用
就労支援事業移行初期支援強化事業	就労支援を推進し、障害者の経済的自立を図るため(→事業継続)
事業者コスト対策事業	請求事務は恒常的に発生・制度複雑化による事務処理従事時間の増(→事業継続)
事業運営円滑化事業	事業者側の安定的経営により、必要なサービス量を確保するため(→事業継続)
通所サービス利用促進事業	介護者の負担減・郡部等の地理的要因等、送迎が必要な場合が多い(→事業継続)

- ②併せて、宮城県は、国が実施する経営実態調査以外にも、特に、長期的に障害者が安心して地域生活できるよう、経済的側面の多様な実態把握を含めて、県内の障害者・事業者・関係機関等の状況の把握に努め、実情に応じた対応策を検討し、必要に応じ支援願いたい。

その他・根拠法令等

「障害者自立支援法」「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」「宮城県障害者自立支援特別対策事業実施要綱」

5 その他

(1) 若年認知症患者及び家族への支援体制整備

経緯又は現状・課題

- ①若年認知症とは、若年期認知症（18～39 歳に発症した認知症）と初老期認知症（40～64 歳に発症した認知症）の総称であるが、全国で統一された名称ではない。患者数は厚生省若年痴呆研究班による平成 8 年の調査では約 4 万人とされ、同条件の老年期認知症患者数の約 935 万人と比較すると少ないと言える。ただし、若年認知症に多いピック病等は誤診される可能性があり、また診察を受けない方もいると想定すると、実際には 10 万人を超えるのではないかとの見方も多い。最近の動向としては、厚生労働省が平成 18 年から 3 ヶ年で調査を始めたばかりと実態把握はこれからであり、患者数の少なさが病気への誤解・偏見や支援体制整備の遅れにもつながっている。
- ②認知症の原因となる疾患は、老年期認知症患者ではアルツハイマー型認知症と脳血管性認知症が大半を占めるのに対し、若年認知症患者では、それ以外にもピック病等の前頭側頭型認知症やアルコール性認知症、頭部外傷後認知症等と種類が多く、（正しい診断名がつく前に本人や家族側で病院を転々としてしまうことも多く）早期発見の難しさの要因となっている。
- ③病気に対する一般社会の誤解・偏見や支援体制の整備不足から、家族で抱え込む場合が少なくなく、家族の身体的・精神的・経済的負担はむしろ老年期認知症よりも大きい。住宅ローンや子育てなど支出の多い年代でありながら、職場のサポート体制が整わず退職せざるを得ない場合や、配偶者も介護のため就労困難になる等、より一層追いつめられてしまう。早期発見は、病気の進行を遅らせる可能性を持つとともに、早い段階から継続的に家族ケアを行えるという利点があるが、若年認知症に関して専門的に相談できる窓口はほとんどなく、県内では専門相談や保健・医療・福祉関係職員への研修の役割を担う拠点病院は無い。
- ④介護保険法の改正により、通所介護と通所リハビリテーションに限り若年性認知症ケア加算が認められ、県内で加算の届け出をしている事業所は 105 箇所ある。（通所介護 58 ヶ所・通所リハビリテーション 47 箇所：平成 20 年 1 月 31 日現在）実態として、体力があり動きも活発な若年認知症患者はマンツーマン体制に近い職員配置にしないと対応が難しく、またサービス内容も高齢者向けでは逆に本人側が違和感を抱いてしまう。そこで上記加算があるが、1 日 60 単位の実施加算では一般の利用者と区別して適切な通所サービスを提供することは難しく、個別の対応が必要な若年認知症患者に対し専用の職員を配置することは困難であり、実質的には利用しやすい福祉サービスが充実しているとは言い難い。また、介護保険制度では「特定疾患」の一つである「初老期における認知症」が給付対象となっているが、外傷やアルコール性等、疾患内容によっては対象外となる。介護保険に該当しない 18～39 歳発症の患者にいたっては、精神障害者保健福祉手帳によるサービス範囲にとどまっている。

提案する内容

- ①医療・保健・福祉関係者に限らず、企業等を含めた一般の方に対しても若年認知症への理解が促進されるよう、シンポジウムを開催する等の普及啓発を願いたい。
- ②医療・保健・福祉の関係機関の連携の下、早期発見、並びに家族ケアを含めたその後の包括的な支援が円滑に結びつくよう、相談窓口や職員の専門研修を担う拠点病院を設置願いたい。
- ③若年認知症患者にとって利用しやすい福祉サービスを充実させるため、本人及び家族の生活と介護保険事業所の実態を調査し、それに即した事業所の体制整備を検討するよう国に提案願いたい。併せて 40 歳以上で若年認知症と診断を受けた患者については、その原因に関わらず介護保険制度のサービスが受けられるよう、国に提案願いたい。

その他、根拠法令等

「介護保険法」「精神障害者福祉法」「平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 25 号厚生労働大臣が定める基準 4（平成 18 年 4 月 1 日改正）」

参考文献：若年認知症本人・家族が紡ぐ 7 つの物語／中央法規、雑誌「りんくる」vol. 8
／中央法規

5 その他

(2) 社会福祉事業における従業者の人材確保等

経緯又は現状・課題

- ①福祉を取り巻く環境については、少子高齢化が進み、一定の割合で福祉サービス量も増加している状況がある。今後も、高齢者・障害者・児童等、支援が必要な者に対して、質の高いサービスを安定的に提供する体制を充実させる必要がある。
- ②一方、現場の状況としては、総体的に労働力人口の減少する傾向があり、更に福祉サービスの事業者側の実態として、他の分野と比較して離職率が 18.5%と高く、特に介護職員については、入職率 28.2%、離職率 20.2%、平均3～4年の従事期間という状況であり、総体的に職員の身分待遇も低い実態がある。
- ③宮城県においても、「みやぎ保健医療福祉プラン」等、計画に基づいた施策誘導を図っているが、施策の実効性・目標達成度については、サービス事業所の整備・増設等、最終的には事業者側の方向性に左右される項目が多い。宮城県福祉人材センターの福祉分野の求人・求職動向の統計(平成19年6月現在)によれば、宮城県の有効求人倍率については、1.17 倍という数値となっており、全国平均も 1.08 倍という状況である。具体的に、就業希望者については、待遇面を重視する傾向にあり、退職者の退職理由についても、賃金水準の低さが主な要因となっている。
- ⑤他の業種と比較しても、人員不足により、過酷な労働条件である反面、給与水準は低く、退職者増や直接的に利用者へ支援を行う人材の確保が困難で、サービスが実質的に低下している状況がある。

平均年齢を軸 とした比較	男			女			※全産業の平均年齢抽出範囲 男 30～34 歳・女 35～39 歳
	平均年齢	勤続年数	現金給与額	平均年齢	勤続年数	現金給与額	
全産業	32.5 歳	8.4 年	328.0 千円	37.4 歳	9.9 年	266.1 千円	H16 賃金構造基本統計調査
福祉施設介護員	33.2 歳	4.9 年	227.1 千円	37.2 歳	5.3 年	206.4 千円	H18 介護労働実態調査

- ⑥平成19年7月、社会保障審議会福祉部会において、「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の改正について諮問される。内容については、国・地方公共団体・経営者・関係団体等が取り組むべき方向性の概要のみで、具体的な記述がない状況であり、特に、給与等については、「適切な給与水準を確保すること」という表現に留まり、具体性がないことから、抜本的な解決に繋がらないと想定される。
- ⑦この課題については、改正前の指針が、具体的かつ実効性の有する内容でないことが、問題の背景にあり、また報酬水準・給与水準・人員基準の低さが主たる要因となっていることから、「具体的な水準」を明確に示す必要がある。

提案する内容

- ①福祉従業者が安心して従事できる環境づくりの主要かつ最大の対策として、現行の人件費水準の増を図るため、各層の報酬単価については、人件費充当分が把握可能となる算出基礎等を公表するとともに、事業所経営者側が、その算出基礎以上に支援する体制を確立するよう、国に対して強めの働きかけを願いたい。また、宮城県にあって、この視点に立って福祉施策を推進願いたい。
- ②更に、国が定める介護保険法・障害者自立支援法に係る告示基本単位、児童保護措置費支弁基準、各種補助金交付要綱等においても、障害の重さ等の単純な区分だけでなく、利用者の特性に必要とされる現実の支援度合いが反映される、きめ細かな額が設定されるよう、国に働きかけ願いたい。また、様々な福祉領域において、専門性の向上が重要視されているが、専門職の配置に伴う、別途加算の措置がなされるよう国に働きかけ願いたい。なお、一定の基準に対して、人件費割合が極端に低い事業所については、指定取消の厳しい処分を行う等、サービスの質を担保するためには必要な措置と考えられることから、県としても検討して国に働きかけ願いたい。
- ③宮城県においては、今後策定するプラン等に福祉人材確保・育成の充実を盛り込み、指針における都道府県の役割となる「従業者の需給状況や就業状況」の把握、「従業者に対する研修体制の整備」「経営者や関係団体等のネットワーク構築」などにおいて、福祉は人的サービスであるとの基本的な視点に立ち、それぞれの施策について具体的な取り組みを明確化させていただきたい。

その他・根拠法令等「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」「宮城県福祉人材センター統計資料」「介護労働安定センターの実態調査」「賃金構造基本統計調査」

6 財団法人宮城県母子福祉連合会からの提言

(1)母子家庭等への支援体制の強化

経緯又は現状・課題

- ①現在、ひとり親家庭については、離婚率の上昇傾向により、宮城県においても母子・父子世帯が増加している。(※平成15年度～母子世帯 21,151 世帯・父子世帯 2,643 世帯・寡婦世帯 8,947 世帯)
今後も、価値観の変容・更なる少子高齢化等により、増加傾向が継続すると想定される。
- ②特に、母子世帯については、母親の9割弱が就労しているが、約4割がパート・臨時職員の身分での雇用、年収も300万円以下が約5割、養育費を受けている家庭も2割程度という実態があり、児童扶養手当を受給しても、経済的に苦しい状況となっている。一方、父子世帯については、児童扶養手当の支給対象外で、福祉制度の利用も少ない。
- ③宮城県においては、平成16年度より、母子家庭等就業・自立支援センター事業が実施され、職業紹介・就業相談・就業支援講習会・就業情報提供等の取り組みにより、実績はあげているが、「ニーズに合致した就労先がない」「経歴・資格の問題」等、厳しい現状がある。また、母子世帯の実態として、夜間の労働に従事し、早朝に帰宅する等、就労実態も多様化している状況がある。
- ④上記の実態があるものの、平成20年度より、児童扶養手当の一部支給停止措置が予定されている。
これは、母子家庭が生活する上で、非常に重要なものであり、平成18年度、全国母子寡婦福祉団体協議会においても、104万人の署名を国会提出、生活実態・就業状況を加味し、慎重に検討するよう請願活動を展開している。
- ⑤平成14年11月、母子及び寡婦福祉法等の一部改正により、「児童を監護しない親は養育費を支払うよう努めるべきこと」「児童を監護する親は養育費を確保できるよう努めること」「国及び地方公共団体は養育費確保のための環境整備に努めるべきこと」と規定されている。
- ⑥養育費については、養育費に係る取り決めの行われた母子世帯のうち、3分の2近くが、継続して支払いを受けていない実態があり、母子世帯の経済的困窮の要因となっている。
- ⑦税制上、扶養控除については、「生計を一にしている」という条件であるが、離婚に伴う養育費の支払いが「常に生活費等の送金が行われている場合」に該当する場合、生計を一にしていることになり、成人に達するまでの期間等、扶養控除の対象となる場合がある。ただし、子が父の扶養親族に該当し、母も扶養親族にも該当する場合、父又は母のうち、いずれか一方のみしか該当しない。

提案する内容

- ①母子・父子世帯の親が、安心して子育てと仕事ができるよう、保育所・放課後児童クラブへの優先的入所・利用時間の延長、及び公営住宅への優先入所等、子育て支援体制が充実されるよう、市町村・事業者等に対して助言願いたい。更に、宮城県においては、平成20年度に策定される「新宮城県ひとり親家庭自立促進計画」に、市町村ごとの取り組みも具体的に明記し、県内全体の底上げを図られたい。
- ②また、企業側に対しても、母子世帯の母親の優先的採用・託児室設置・就業時間の配慮等、子育て支援の環境整備を積極的に推進している例を広く紹介し、表彰等していただきたい。
- ③児童扶養手当については、母子家庭にとって重要な手当であるため、緩やかな減額等、緩和措置を講じるよう、国に意見願いたい。また、ジェンダーフリー(性別にとらわれない)の公平性により、父子家庭についても、所得状況等に応じ、児童扶養手当の支給が可能となるよう、国レベルの検討も必要である。
- ④父又は母の一方が扶養控除を受けている場合、養育費を定期的に支払っている等の条件により、扶養控除を受けていない側についても、養育費未払い等を防止する観点より、税制上の優遇が図られるよう、「養育費控除」を創設するよう、国に提案願いたい。また、養育費の一括支払いについては、贈与税を課税しない取扱いも検討するよう、国に提案願いたい。

その他・根拠法令等

「平成15年度宮城県母子世帯等調査」「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」「児童扶養手当法」「母子及び寡婦福祉法等の一部を改正する法律」「所得税法」

7 宮城県精神障害者家族連合会からの提言

(1)精神障害者の地域生活支援の基盤整備

経緯又は現状・課題

- ①障害者自立支援法の三障害一元化の理念により、精神障害者についても、他の障害分野と同じ制度の枠内となるが、元々、精神障害者への福祉的支援については、制度施策的に遅れていた領域であり、現段階においては、障害者自立支援法以外の補完的な取り組みも併せて実施する必要がある。
- ②精神障害者に対する福祉的支援については、働く(活動する)場、住まいの場等、生活環境の基盤整備を図り、「生活のしづらさ」の解消を第一に、様々な周辺領域の課題を解決していく必要がある。
- ③精神障害者が地域で生活する課題として、アパート等に入居する場合の保証人の確保、また、入居後の一時的な医療費の負担により、家賃を一時的に滞納する等の問題も発生している状況がある。
- ④障害者自立支援法の地域生活支援事業(市町村事業)に位置付けられる「住居入居等支援事業(居住サポート事業)」については、主に「不動産業者に対する物件斡旋依頼」「家主等との入居契約手続き支援」という事業内容となっている。また、宮城県においても、同様の事業内容となる「賃貸住宅入居支援事業」が、平成18年度までは実施されていたが、保証的内容は含まれていない。なお、高齢者居住支援センターによる「家賃債務保証制度」については、精神障害者福祉手帳3級の者は該当しない。
- ⑤全国レベルでは、東京都世田谷区の独自事業として、「保証人がいない」「入居後の生活が不安」等の理由により、アパート等の民間賃貸住宅に入居しにくい障害者等に対して、入居や居住継続をしやすくする制度があり、総合相談窓口だけでなく、保証会社による金銭保証(初回契約に2万円を限度に保証料を区が助成、やむを得ず滞納した場合、保証会社が一時的に立替払い)という内容となっており、世田谷区(人口約82万人)でも、6年間で約170人の利用実績がある。このような、生活環境の変化に対応が可能となる補完的な事業と、国制度の両輪による支援が効果的と考えられる。
- ⑥一方、働く(活動する)場という観点では、地域における貴重な社会資源の一つとして、小規模作業所が位置付けられるが、脆弱な経営基盤と、法に縛られない柔軟な運営が可能と、両面を有している。
- ⑦厚生労働省の想定(障害福祉サービス展開の数値ビジョン)においては、全国の小規模作業所の利用者約8万人のうち、7万人は新事業体系の事業所の利用へ移行、残り1万人は現行の小規模作業所に留まる見込みとしている。更に、障害者自立支援法施行後、新事業体系移行による事業所の統廃合・サービス内容の変更等により、近隣の小規模作業所に通えない実態も発生する可能性もある。
- ⑧宮城県においては、宮城県障害者自立支援特別対策事業において、「小規模作業所緊急支援事業」が実施されるが、平成20年度終期、かつ計画の策定等、新事業体系移行を前提としており、移行しない作業所の将来的な支援策は不透明な状況である。
- ⑨精神障害者については、生活基盤が安定し、生活力が高まったとしても、心身状況が不安定な時期等、自分以外の人間からの支援が必要となる場合があり、相談機能の充実が必要となる。
- ⑩精神障害者に対する相談窓口については、障害者自立支援法の地域生活支援事業(市町村事業)に位置付けられる相談支援事業での取り組みとなるが、専門的な相談以外にも、疾患・障害の初期受入段階の相談、及び家族同志の本人への対応等、当事者又は家族が対応した方が良い相談内容もある。

提案する内容

- ①地域における公的保証人制度の必要性より、障害者自立支援法の「住居入居等支援事業」と併せて、市町村(広域実施等)において保証に係る一部助成制度を実施するよう、施策誘導・広域調整願いたい。
- ②将来的にも小規模作業所として継続して運営される事業所については、宮城県が独自に認可する小規模作業所として位置付け、「小規模作業所緊急支援事業」と同様の県単独事業を創設し、現行の運営が継続できるよう配慮願いたい。
- ③相談支援について、当事者等対応による相談件数自体は少ないと見込まれるが、必要性は高いため、効率的な広域的実施とした県単独補助事業として検討願いたい。

その他・根拠法令等

「障害者自立支援法」「宮城県障害者自立支援特別対策事業実施要綱」「地域生活支援事業実施要綱」

8 宮城県視覚障害者福祉協会からの提言

(1) 視覚障害者への情報保障の推進

経緯又は現状・課題

- ①障害者基本法の理念より、社会・経済・文化等の分野の活動に参加する機会が与えられるが、様々な活動を選択し参加する場合、前提条件として、障害者の必要とする情報が、その障害者自身に正確に伝わっていることが必要となる。特に、視覚障害については、情報を得る手段に制限があるため、地方公共団体等における情報保障に係る環境整備の必要性が高くなる。
- ②県内の視覚障害者の約7割が65歳以上の高齢視覚障害者で、中途視覚障害者が全体の8割以上を占めている。平成14年、宮城県視覚障害者福祉協会が実施した県民意識調査において、最も必要な情報と回答されている内容は、「県・市町村の広報」という結果となる。
- ③更に、市町村担当者が知らなかった情報の例として、「県内の視覚障害者の8割以上は弱視である」「指導・訓練により高齢中途視覚障害者の日常生活能力は向上する」「視覚障害者向けの便利グッズが多数ある」「盲学校には40～50歳代の中途視覚障害者が多数在籍している」という結果もある。
- ④このように、市町村担当者自体が視覚障害に係る情報を有していない場合、住民に対する制度説明等が困難となり、最終的に障害者が必要なサービスに結びつかない実態が生じる可能性がある。
- ⑤障害者自立支援法における市町村等の責務として、「必要な情報の提供」「意思疎通について支援が必要な障害者等が障害福祉サービスを円滑に利用することができるよう必要な便宜を供与すること」等、規定されている。更に、都道府県においても、市町村に対して必要な助言等を行う後方支援の役割があるため、県として先導的に取り組む姿勢が必要となる。
- ⑥平成19年度より、宮城県においても、宮城県障害者自立支援特別対策事業「視覚障害者等情報支援緊急整備事業」が実施され、市町村窓口等に情報支援機器等の整備が図られる見込みである。ただし、情報支援機器類については、設置が本来目的ではなく、効果的に活用されることが第一であることから、利用実態も確認する必要がある。
- ⑦現在、県が県民に提供している墨字文書については、弱視者が利用できる状態ではない。また、宮城県のホームページについては、HTML言語にて構成されているページ以外はPDF化が多く、視覚障害者が画面読み上げソフトを使用しての利用ができない状況がある。また、視覚障害者が必要とする重要な情報として、県営住宅等の「住まいの場」の情報があげられる。

提案する内容

- ①中途視覚障害者が必要とする情報提供について、個別の説明方式による十分な制度説明が図られるよう、市町村担当者に対して現場研修・専門研修を実施願いたい。また、視覚障害者の身体障害者手帳の交付申請時等、市町村窓口で訪問・相談した場合、当事者の各種手当の受給状況等も確認し、必要に応じて本人に伝達するよう助言願いたい。
- ②行政文書のSPコード化については、経費が生じず簡易な作業にて対応が可能であるため、宮城県保健福祉部障害福祉課内だけでなく、全庁的に拡大するよう配慮願いたい。
- ③宮城県のホームページについて、HTML言語にて構成されている主たるページ以外は、ワード・エクセル・一太郎等のデータ形式の形態で構成し、可能な範囲内でバリアフリー化を推進願いたい。また、墨字文書については、弱視者が利用できるよう、拡大文字、及び点字化・音声化にて提示願いたい。特に、視覚障害者のニーズが高い県営住宅の募集要項の冊子類、及びケア付き住宅の空き情報等、重要な情報については、上記の情報保障を徹底し、A4版にて全文掲載し発行願いたい。
- ④視覚障害者等情報支援緊急整備事業の実施においては、単なる市町村への補助金交付事務だけでなく、機器類が有効に活用されているか検証願いたい。

その他・根拠法令等

「障害者基本法」「障害者自立支援法」「宮城県障害者自立支援特別対策事業実施要綱」

8 宮城県視覚障害者福祉協会からの提言

(2)宮城県視覚障害者情報センターの運営、及び新福祉センターのバリアフリー化等

経緯又は現状・課題

- ①宮城県視覚障害者情報センターについては、旧宮城県点字図書館より、図書の貸出・閲覧及び図書関連情報や生活関連情報を提供する定期刊行物の発行・点字図書・録音図書等の製作に携わる奉仕員の養成・育成指導、及び視覚障害者情報センターの業務のPRと利用拡大、並びに照会・生活相談への対応という機能を有している。
- ②平成14年、宮城県視覚障害者福祉協会の県内の視覚障害者団体のニーズ調査(647人回答)によると、宮城県の視覚障害者情報提供施設(点字図書館)の現在の業務内にて、今後、最も力を入れてほしい内容として、「生活に関する相談」「プライベートサービス」が揚げられ、相談機能の強化と視覚障害者個々のニーズに対応するサービスの拡充が求められている。
- ③視覚障害については、「情報障害」と言われているが、情報の入手状況については、組織に属する者と、組織に属さない高齢の視覚障害者との格差拡大が深刻化し、在宅の高齢中途視覚障害者のひきこもりという実態もある。
- ④在宅支援の場合、市町村が主となり、担当者の専門性が求められるが、視覚障害リハビリテーション(保有視覚・視覚以外の感覚・補助具活用により、生活動作等を可能とし、自信回復に繋げる)を理解していない場合もあり、生活相談や訓練を必要とする高齢中途視覚障害者、及び家族に情報が届かない状況もある。また、「目が見えなくなると、何もできなくなる」といった市町村担当者・家族の誤解も、在宅高齢中途視覚障害者のひきこもりの助長の要因となっている。
- ⑤宮城県においては、平成24年4月を目標に、教育・福祉複合施設整備事業が進められ、「新福祉センター(仮称)」内にリハビリテーション支援センターの移転統合が計画され、弱視等の視覚障害者が利用する場合も想定されるが、現在の公共施設も含め、弱視者等への配慮が欠けている建物が多い実態がある。
- ⑥平成18年、バリアフリー新法が施行され、公共的な建築物について、高齢者や身体障害者(車椅子、点字ブロック他)などの社会的弱者への対応を、建築物の保有者について義務付け、関係省令についても視覚障害者への配慮するための基本的な基準条項がある。新福祉センターについては、特別特定建築物として位置付けられ、新設の場合、移動等円滑化基準に適合するよう義務付けられているが、視覚障害者向けについては、最低基準以上の配慮措置も必要となる。
- ⑦なお、新福祉センター内に、視覚障害者等の自立支援を目的とした、機器・用具の常設展示試用スペースの設置が予定されているが、「宮城障害者雇用情報センター」の展示スペースの廃止により、現在、日常生活用具・補装具・情報機器等に実際に触れ・試用する機会がない状況にある。

提案する内容

- ①宮城県視覚障害者情報センター、又は宮城県リハビリテーション支援センターに、市町村担当者支援、及び関係機関との連携をコーディネートするため、視覚障害者生活訓練指導員を配置願いたい。
なお、新規雇用が困難な場合、盲学校職員を国立身体障害者リハビリテーション学院の養成課程に長期派遣し、リハビリテーション支援センター等との人事交流にて対応する方法も一案である。
- ②新福祉センター等、公共施設の建設・改修においては、「床面と柱・壁は類似色にせず、明度差の大きい配色とする」「階段や段差の前後では床面の色を明確に区別する」「表示類を目の高さに設置する」「文字は大きめのゴシック体とする」「面の色と文字の色のコントラストを明確に区別する」等、弱視者に配慮した表示を活用し、全国的に参考となるハードとして設計・運営願いたい。
- ③機器・用具の常設展示試用スペースの設置について、新福祉センターが開設する平成24年3月までの期間限定で、盲学校寄宿舍の空き部屋を活用し、日常生活用具・情報機器・便利グッズ等を展示する常設展示室を設置し、県内の視覚障害者・家族・関係者が閲覧・試用できるよう検討願いたい。

その他・根拠法令等「新福祉センター(仮称)整備基本方針」「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、及び関係省令」

8 宮城県視覚障害者福祉協会からの提言

(3) 視覚障害者への雇用支援の充実

経緯又は現状・課題

- ① 視覚障害者については、就労率が低く中途視覚障害者の多くが退職に追い込まれるという実態もある。これは、雇用する側の視覚障害や用具・機器への理解不足が原因で、仕事ができず生活が困難となる等、深刻な問題となっている。
- ② 平成19年1月、在職中に障害者となった国家公務員が病気休暇や復職に必要な研修が認められず、退職を迫られている例があるとして、人事院が各省庁に是正を求める通知を出し、総務省より各都道府県等に同通知の内容を周知している。同通知については、「怪我や病気が治る見込みがなくても、医療行為として行われるリハビリは病気休暇の対象」「点字訓練や音声ソフトを用いたパソコン操作等、復職に必要な技術を習得する訓練は、人事院規則に基づく研修として認める」「研修と認められた場合、給与は全額支給される」という内容となっている。
- ③ 特に、公務員の事例では、障害等のためにその職務の遂行に支障があり、必要な適格性を欠く場合、分限処分によって解雇される実態があり、身分保証の限界を同わせる。ただし、任命権者が分限処分を行う場合は公正でなければならないとされ、最高裁判所の判例においても、任命権者の純然たる自由裁量に委ねられてはいないとし、必要な適格性を欠くという解釈についても、諸般の事情に照らして相互に評価し、当該職員の経歴や性格、社会環境等の一般的要素も考慮する必要があるとされている。
- ④ これは、単純に公務員だけの問題ではなく、一般企業においても、同等の取り扱いがなされるべきであり、視覚障害者の雇用継続や職場復帰される場合、雇用する者が、本人の状況、及び復職等に必要な訓練等を理解している前提となる。
- ⑤ 理解不足の解消については、第一段階として、パンフレット等による普及啓発活動が一般的であるが、現在、行政レベル等においては、障害者全般を対象、又は身体・知的・精神という区分での内容となっており、視覚障害等、個別の障害状況に応じた具体的な内容のものは少ない。したがって、万が一事例が発生した場合についても、正しい判断ができないという事態に陥る。
- ⑥ 宮城県においては、知事部局においては法定雇用率を達成しているが、県教育委員会等の特別行政委員会においては、障害者雇用が進んでいない実態もある。また、視覚障害者の雇用についても、遅れている状況があるため、国レベルにて視覚障害者の雇用枠を設ける等の対策も議論する必要がある。
- ⑦ 平成19年4月、厚生労働省職業安定局通知「視覚障害者に対する的確な雇用支援の実施について」によれば、都道府県障害福祉部局や教育委員会等についても、雇用支援に係る周知・啓発を担う機関としての位置付けとなっている。また、全国の就労している視覚障害者の14%程度は、音声読み上げソフト等の活用により、「事務的職業」に従事していることから、IT技術等の向上とともに就労の可能性が高まっている分野でもあり、「視覚障害者＝あはき業」という職域の概念だけでない状況がある。

提案する内容

- ① 雇用する側の理解不足による退職の防止、及び中途視覚障害者の職場復帰の支援策を充実させるため、宮城県リハビリテーション支援センターや宮城障害者職業センターとの連携により、視覚障害者が就労できるよう補助する用具・機器類について、普及啓発願いたい。
具体的には、視覚障害者の就労という視点に絞ったパンフレットを作成し、企業団体等へ配布する等の取り組み以外にも、県行政の事務において、補助する用具・機器類を活用すれば就労が可能なものを調査し、モデル的に弱視者等を臨時職員として雇用し、障害者雇用を推進願いたい。
- ② また、雇用する側の責任者、又は一部の者の理解だけでは、継続的な就労が困難となる場合もあるため、「アイマスクによるキャップハンディ」等、全盲者を前提とした内容とは異なる、「弱視者の見え方体験」等、専門的な視覚障害者の福祉教育プログラムについて、一般企業の従業者にも提供できる体制を、雇用担当部局・企業団体等と調整し奨励願いたい。

その他・根拠法令等「人事院是正通知」「厚生労働省職業安定局通知」

8 宮城県視覚障害者福祉協会からの提言

(4) 視覚障害者の参政権行使のための配慮

経緯又は現状・課題

- ①昨今、墨字の読み書きが不可能、及び点字を読む知識を習得していない視覚障害者の割合が増えている状況がある。平成8年の身体障害者実態調査によると、参政権の有する20歳以上の視覚障害者約30万人のうち、点字ができるのは3万人に満たない実態がある。
- ②視覚障害者にとっても、参政権を行使する場合、選挙公報が重要な役割を担っているが、公職選挙法により、衆議院（小選挙区）議員、参議院（選挙区）議員、都道府県知事選挙においては、都道府県選挙管理委員会が選挙公報を最低一回発行しなければならないが、それ以外の都道府県議会や市町村レベルでの選挙では発行しなくてもよい。ただし、条例に定めれば発行は可能である。
- ③国政選挙においては、選挙公報の録音版が製作され活用されているが、そもそも選挙公報自体義務付けされていない地方自治体レベルにおいては、点字化・録音版等の配慮策はなく、結果的に健常者と視覚障害者の間に選挙情報の格差が生じている。
- ④平成19年4月、13都道府県知事選で、選挙公報を全て点字化している自治体は6都県（東京・神奈川・奈良・福岡・佐賀・大分）、音声テープを製作しているのも2県（神奈川・佐賀）だけであり、他の6道県（北海道・岩手・福井・鳥取・島根・徳島）は氏名や略歴など一部のみの点訳で、三重県においては点訳を一切行っていない。このように、全国的にも都道府県ごと選挙の情報に格差がある実態となっている。
- ⑤総務省は平成19年1月の統一地方選挙時に、「視覚障害者が投票しやすいよう、点字で記載した選挙公報を用意するのが望ましい」という通知を出しているが、あくまでも最終的な判断は各自治体に任せている状況である。また、国政選挙も同様に、各都道府県選管への要望にとどまっている。選挙公報の点字化については、限られた期間内に正確に行い、公平に配布することは技術的に困難であると想定されるため、音声テープ等の活用が現実的である。
- ⑥更に、地方自治体によっては、自書式ではなく機械をタッチする方式等の電子投票制度を採用する方向性にて検討中の自治体も多い。点字投票等も併用されての運用と想定されるが、視覚障害者に対する周知・体験・補完操作等の配慮が非常に重要である。また、電子投票以外にも、投票所のバリアフリー・係員の対応・情報の保障等も含め、総合的に向上させる必要がある。
- ⑦有権者がより投票しやすい環境を整えるため、平成10年公職選挙法が一部改正されるが、投票時間延長や不在者投票事由の緩和等、一般的な投票環境の調査研究・議論のみで、障害者等に配慮した国レベルの具体的な検討の機会は少ない状況である。
- ⑧視覚障害者でも身体障害者手帳1級の交付を受けている者については、代理記載制度が利用できるが、プライバシーの保護等の問題も発生してくる。以上により、特に視覚障害者の参政権行使については、今後も技術面等の議論を積み重ねる必要があるが、地方自治体レベルにおいては、投票所のバリアフリー化、点字器・弱視者用の拡大器・補助照明等の用意・点検を徹底する必要がある。また、地方自治体側は、住民サービスの一環ではなく、義務という意識を充分にもつ必要がある。

提案する内容

- ①県内の市町村レベルの選挙においても、希望する視覚障害者に対して、選挙公報の録音版の制作・配布、又は無料電話サービス（現在の「選挙のお知らせ」の音声版）等を行ない、有権者として公平に参政権が行使できるよう、市町村選挙管理委員会等へ提案願いたい。
- ②電子投票制度導入においては、視覚障害者に対する配慮も検討し、安心して確実、かつスムーズに権利が行使できるよう、県としてマニュアル等を作成し、市町村へ配布する等、対応願いたい。
- ③全ての選挙において、障害者等も公平に参政権が行使できるよう、権利行使のために配慮すべき内容の調査・研究を行い、必要に応じ公職選挙法の一部改正、及び地方公共団体の義務・技術的な配慮事項等について取りまとめするよう国に提案願いたい。

その他・根拠法令等「公職選挙法」「地方自治法」「総務省通知」「平成19年4月読売新聞調査」

